

旅館業 構造設備の基準（旅館業法施行令第1条）

旅館・ホテル営業

- 1 一客室の床面積は、7㎡（寝台を置く客室にあつては、9㎡）以上であること。
- 2 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。
- 3 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- 4 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。
- 5 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- 6 適当な数の便所を有すること。
- 7 その設置場所が学校等の文教施設、保育幼稚園等の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100mの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。
- 8 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

簡易宿所営業

- 1 客室の延床面積は、33㎡（宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。
- 2 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。
- 3 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- 4 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
- 5 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- 6 適当な数の便所を有すること。
- 7 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

下宿営業

- 1 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- 2 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
- 3 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- 4 適当な数の便所を有すること。
- 5 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

定義（旅館業法 第二条）

「旅館・ホテル営業」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。

「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。

「宿泊」とは、寝具を使用して旅館・ホテル営業、簡易宿所営業、下宿営業の施設を利用することをいう。

旅館業営業にあたっての衛生措置等に関する基準

旅館業法

(法第6条 宿泊者名簿)

- ・ 宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載しなければならない。

鳥取県旅館業法施行条例

(条例第4条 清潔)

- ・ 浴衣、布団の襟部及びまくらを覆うための布並びに敷布は、宿泊者ごとに洗濯したものを用いること。
- ・ 便所、下水溝等には、ねずみ及び昆虫の防除装置を施し、その駆除に努めること。

(条例第5条 収容定員)

- ・ 客室には、次の割合を超えて客を収容してはならない。
 - 1 旅館・ホテル営業及び下宿営業・・・客室の有効面積3㎡について 1人
 - 2 簡易宿所営業・・・客室の有効面積1.5㎡について 1人

(条例第6条 浴室の衛生に必要な措置)

- ・ 浴室については、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 浴室は、外部から見通すことのできないようにすること。
 - (2) 原湯、原水、あがり湯及びあがり水（水道水を使用するものを除く。次号において同じ。）並びに浴槽水は、知事が別に定める水質基準に適合するよう水質を管理し、次号の水質検査の結果が当該水質基準に適合しない場合には、直ちに適切な措置を講ずること。

水質基準：レジオネラ属菌 10cfu/100ml 未満

- (3) 原湯、原水、あがり湯及びあがり水並びに浴槽水（入浴者ごとに原湯及び原水のみを使用して完全に交換するものを除く。）は、次に掲げるところにより水質検査を行い、その結果及び前号の規定により講じた措置の内容を速やかに知事に届け出るとともに、その結果の記録を検査の日から3年間当該施設に保管すること。
 - ア 原湯、原水、あがり湯及びあがり水は、1年に1回以上
 - イ 浴槽水は、浴槽ごとに、連日使用浴槽水にあっては1年に2回以上、それ以外の浴槽水にあっては1年に1回以上
- (4) 原湯を貯留する槽は、1年に1回以上、清掃及び消毒を行うとともに、適切な方法で生物膜（微生物の増殖等により形成される膜をいう。以下同じ。）を除去すること。
- (5) 浴槽水は、入浴者ごとに完全に交換する場合を除き、入浴者が使用する際には満水にし、かつ、原湯、原水又は十分にろ過した湯水を供給することにより清浄に保つこと。
- (6) 次に掲げるところにより、浴槽水を原湯及び原水のみを使用して完全に交換するとともに、浴槽を清掃すること。ただし、温泉が浴槽内に自噴している浴槽水にあっては、完全に交換することを要しない。
 - ア 連日使用浴槽水は、1週間に1回以上
 - イ 連日使用浴槽水以外の浴槽水は、1日1回（第9号に掲げる消毒を実施している場合にあっては、1週間に1回）以上
- (7) 浴槽にろ過器を使用している場合は、1週間に1回以上、ろ過器、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管等（以下「ろ過器等」という。）の清掃及び消毒を行うとともに、1年に1回以上、適切な方法でろ過器等の生物膜を除去すること。
- (8) あがり湯、あがり水及び打たせ湯には、浴槽水を再利用しないこと。
- (9) 浴槽水を消毒するときは、次のいずれかの方法により行うこと。
 - ア 塩素系薬剤を使用し、入浴時の遊離残留塩素濃度を1リットル当たり0.2ミリグラムから0.4ミリグラムまでに保つ方法
 - イ 消毒の効果がアに掲げる方法と同等以上であると知事が認める方法
- (10) 第4号、第6号、第7号及び前号に掲げる清掃及び消毒の実施状況を点検表に記録するとともに、当該点検表を記録の日から3年間当該施設に保管すること。